

第 9 期広島市高齢者施策推進プランの 重点施策の取組方針、目標設定、 主な取組内容について（案）

- 1 第 9 期プランの重点施策の内容検討 …………… P 2
- 2 重点施策Ⅰ 健康づくりと介護予防の促進 ……… P 3
- 3 重点施策Ⅱ 見守り支え合う地域づくりの推進 …… P 10

令和5年8月30日

広島市社会福祉審議会高齢福祉専門分科会

1 第9期プランの重点施策の内容検討

- 第9期プランの重点施策として設定する5項目について、取組方針、目標設定（成果目標、数値目標を設定して取り組む項目）、取組内容（取組項目、主な内容）を検討する。
- 分科会における審議は2回に分けて行うこととし、第2回分科会で重点施策Ⅰ，Ⅱを、第3回分科会で重点施策Ⅲ，Ⅳ，Ⅴをそれぞれ審議する。

重点施策Ⅰ	健康づくりと介護予防の促進	第2回分科会 （8月30日） において審議
重点施策Ⅱ	見守り支え合う地域づくりの推進	
重点施策Ⅲ	質の高い介護サービスを安定して提供できる体制づくりの推進	第3回分科会 （10月上旬） において審議
重点施策Ⅳ	在宅医療の充実と在宅医療・介護連携の推進	
重点施策Ⅴ	認知症施策の推進	

2 重点施策Ⅰ 健康づくりと介護予防の促進

取組方針

本市では、団塊の世代が全員75歳以上の後期高齢者となるなど、高齢者のうち年齢の高い階層の増加に伴い、要支援・要介護認定者数の増加が見込まれる中、高齢者ができる限り住み慣れた地域で介護を受けることなく自立した生活を送ることができるよう、地域での介護予防や見守りなどに取り組んでいる地区社会福祉協議会を中心とした地域福祉関係団体や、健康に関する相談・指導等を担う医療従事者をはじめ、あらゆる主体との連携の下、高齢者の健康づくりや介護予防を支援し、高齢者が地域における人と人とのつながりの中でそれらに取り組める環境づくりを進める。

成果目標

目標項目	評価指標	設定理由
① 健康状態の維持・改善	各種健康リスク(※)がない高齢者の割合の対前年度比増 ※低栄養、運動機能低下、口腔機能低下、社会参加低下（閉じこもり傾向）	○ 高齢者ができる限り健康な状態を維持し、住み慣れた地域でより長く自立して生活を送ることが重要であるため、引き続き「健康状態の維持・改善」を目標項目とし、低栄養、運動機能低下、口腔機能低下、社会参加低下（閉じこもり傾向）といった「各種健康リスクがない高齢者の割合の対前年度比増」を評価指標とする。 ○ なお、第8期プランでは「健康寿命の延伸（健康状態の維持・改善）」を目標項目としたが、「健康寿命の延伸」は本市の健康づくり計画（現在次期計画策定中）の基本目標として掲げていること、また、評価指標は、健康寿命（3年に1回の把握）そのものでなく、毎年度実績把握が可能な健康リスクに関するものとしていることから、目標項目を内容に沿った表現に変更する。

【指標の把握方法】

- 広島市高齢者の生活実態と意識に関する調査
 - ・ 対象者：広島市内在住で要介護1～5以外の65歳以上の者7,800人（無作為抽出）
（4年度実績：有効回答数 約5,500人、有効回答率 約70%）
 - ・ 調査期間：毎年12月～翌1月頃

成果目標

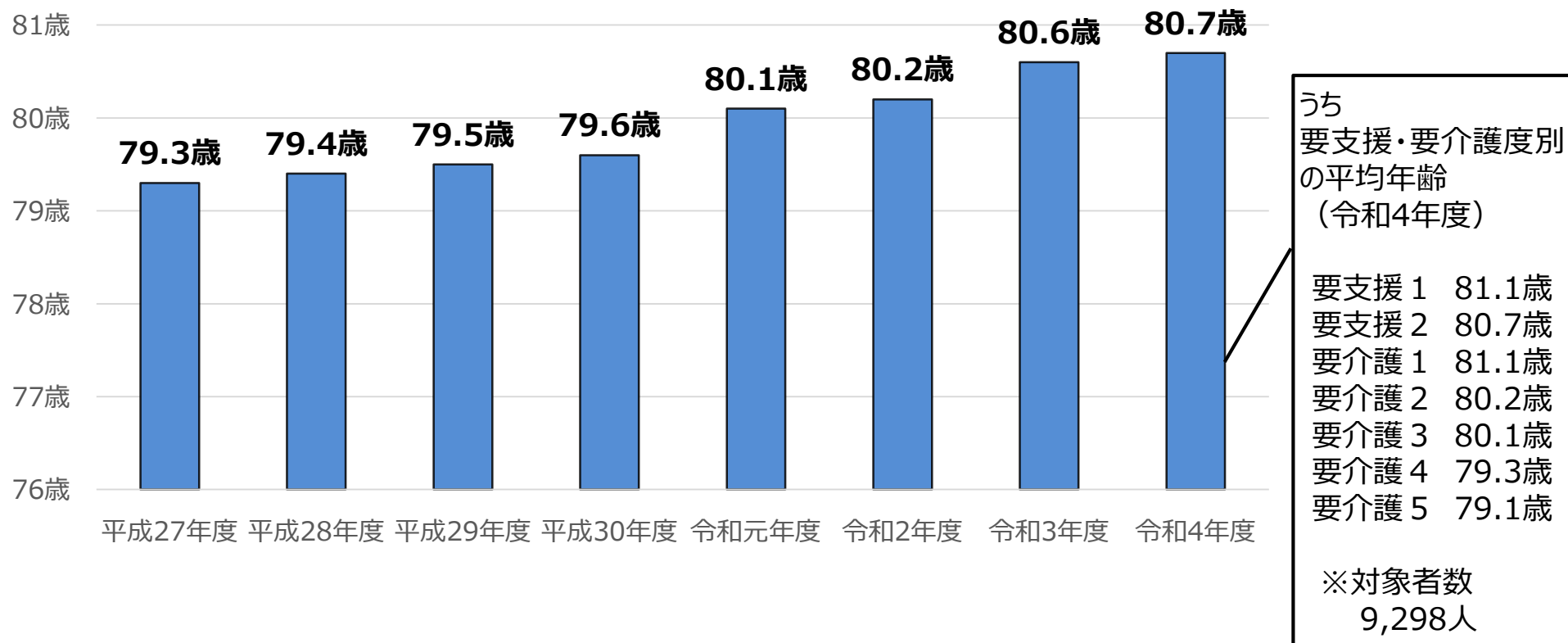
目標項目	評価指標	設定理由
② 自立して生活できる期間の確保	高齢者が初めて要支援・要介護認定を受けた際の平均年齢の対前年度比増	○ 加齢等に伴い高齢者が各種健康リスクを抱えたとしても、要支援・要介護の状態にはならず、住み慣れた地域で自立して生活を送ることが重要であるため、「自立して生活できる期間の確保」を目標項目とし、「高齢者が初めて要支援・要介護認定を受けた際の平均年齢の対前年度比増」を評価指標とする。 ○ なお、第8期プランでは「要介護状態の維持・改善」を目標項目に、「年齢階層別要介護・要支援認定率の対前年度比減」を評価指標としたが、5歳ごとに年齢階層を6区分して評価するため、6つの実績値の全体評価が難しいことなどから、認定を受けていない高齢者を1つの実績値で評価できる目標に変更する。

【指標の把握方法】

- 本市の要支援・要介護認定データから算出
(当該年度1年間のうち、初めて要支援・要介護認定を受けた高齢者を抽出し、それらの年齢を平均)

【参考】 高齢者が初めて要支援・要介護認定を受けた平均年齢の推移

○ 65歳以上で初めて要支援・要介護認定を受けた者の平均年齢は毎年度延びており、令和4年度は80.7歳となっている。



取組内容

取組項目	主な内容
① 健康づくりの促進	・ 健康の維持向上に資する取組とその環境づくりの推進 ・ 健康づくりに関する知識の普及 ・ 生活習慣病の発症予防と重症化予防の取組の推進 ・ 感染症予防対策の推進
② 介護予防・フレイル対策の推進	・ 運動機能や口腔機能の向上、低栄養の改善、社会参加の促進などに関する普及啓発（介護予防教室の開催） ・ 地域介護予防拠点、地域高齢者交流サロンの設置促進・運営支援 ・ フレイル状態にある高齢者の早期把握、自主的な介護予防・フレイル対策に資する取組支援 ・ 地域で自立した生活を継続できるような介護予防ケアマネジメントの実施 ・ 要支援認定者・事業対象者の自立支援（短期集中型サービスの実施） ・ 通いの場での健康教室・相談の実施（地域の通いの場などに地区担当保健師と薬剤師、歯科衛生士などの医療専門職が出向き、健康教室や相談を実施） ・ 医療専門職による個別相談・指導の実施（糖尿病などの生活習慣病が重症化するリスクが高い人に、地区担当保健師と薬剤師や歯科衛生士などの医療専門職が相談・指導を実施）

※ 第8期プランでは取組項目として「③ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」を設定したが、内容としては「② 介護予防・フレイル対策の推進」の一部であり、事業も定着していることから、項目立てはせず「②」の取組に位置付ける。

数値目標を設定して取り組む項目

目標項目	数値目標			
① 高齢者いきいき活動ポイント事業の健康づくり・介護予防活動に参加する高齢者の割合の増加	現状値	第9期目標		
	4年度	6年度	7年度	8年度
	29.2%	前年度を上回る参加率		
	【設定の考え方】			
	高齢者いきいき活動ポイント事業は、高齢者の健康づくり・介護予防活動の促進に効果的で、参加者の拡大を図っていくことが重要であることから、引き続き、「高齢者いきいき活動ポイント事業の健康づくり・介護予防活動に参加する高齢者の割合の増加」を目標項目とし、「前年度を上回る参加率」を数値目標とする。			

【高齢者いきいき活動ポイント事業（令和4年度）】

○ 健康づくり・介護予防活動の参加状況

- ・ ポイント事業の対象者数 : 252,909人
- ・ ポイント事業全体の参加者数 : 81,846人 (32.4%)
- ・ うち健康づくり等活動（1ポイント）の参加者数 : 73,792人 (29.2%)

※令和3年9月から令和4年8月までの期間の状況

数値目標を設定して取り組む項目

目標項目	数値目標			
② 地域介護予防拠点の参加者数の増加	現状値	第9期目標		
	4年度	6年度	7年度	8年度
	21,214人	23,000人	24,000人	25,000人
	【設定の考え方】			
	住民が主体となって身近な場所で介護予防に取り組むことは、介護予防・フレイル対策の推進に効果的であることから、引き続き、「地域介護予防拠点の参加者数の増加」を目標項目とする。 なお、数値目標については、第8期プランの実績が新型コロナウイルス感染症に伴う活動自粛の影響で目標を若干下回っている現状を踏まえ、国が令和7年度までに目指している通いの場への高齢者の参加割合（8%）を1年延ばし第9期最終年の達成を目指して数値目標を設定する。 ・8年度：25,000人（$\div$ 高齢者人口314,000人 $\times$ 8%） ・6, 7年度：8年度に向けて毎年度1,000人ずつ増加			

※ これらの項目のほか、第8期プランでは、「ほぼ毎日、30分以上健康のために歩く高齢者の割合の増加」と「80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加」の2項目を設定したが、本市の健康づくり計画（現在次期計画策定中）の高齢世代の健康に係る目標として掲げており、第9期プランにおける項目設定は行わない。

3 重点施策Ⅱ 見守り支え合う地域づくりの推進

取組方針

本市の一人暮らし高齢者は年々増加傾向にあり、今後も増え続ける見込みであることなどを踏まえ、「地域共生社会」の実現に向けて、共助の精神で、地域における介護予防や見守りなどに取り組んでいる地区社会福祉協議会を中心とした地域福祉関係団体をはじめ、あらゆる主体との連携の下、高齢者を見守り、支え合うことができる地域づくりを推進する。

成果目標

目標項目	評価指標	設定理由
① 高齢者支援活動の担い手の拡大	地域における高齢者支援の活動に参加したと回答した人の割合の対前年度比増	○ 今後の高齢者人口の増加、とりわけ、一人暮らし高齢者が増加していくことなどを踏まえると、高齢者支援のニーズはますます増加していくことが見込まれる。 ○ このため、高齢者支援の活動に取り組む市民を増やしていくことが重要であり、今後、地域福祉関係団体との連携の下、高齢者いきいき活動ポイント事業の実施などによって高齢者支援活動の更なる増加を図っていくことが重要であり、引き続き「高齢者支援活動の担い手の拡大」を目標項目とし、「地域における高齢者支援の活動に参加したと回答した人の割合の対前年度比増」を評価指標とする。

【指標の把握方法】

○ 広島市市民意識調査

- ・ 対象者 : 広島市に在住する男女（18歳以上）5,000人（無作為抽出）
（4年度実績：有効回答数 約2,300人、有効回答率 約45%）
- ・ 調査期間：毎年1～2月

成果目標

目標項目	評価指標	設定理由
② 地域に拠り所を持つ高齢者の拡大	何かあったときに相談する相手（家族や友人・知人以外）がいると回答した人の割合の対前年度比増	○ 65歳以上の高齢者（要介護者を除く。）を対象とした本市実態調査では、「何かあった時に相談する相手（家族や友人・知人以外）がいない」という回答割合が3割を超えており、加齢とともに要介護認定率が高まる事実を踏まえれば、いざという時の備えのためにも、このような状況を改善していく必要がある。 ○ このため、見守りの取組などを通じて、何かあった時に身近な拠り所を持つ高齢者を増やしていく視点が重要であることから、引き続き「地域に拠り所を持つ高齢者の拡大」を目標項目とし、「何かあった時に相談する相手（家族や友人・知人以外）がいると回答した人の割合の対前年度比増」を評価指標とする。

【指標の把握方法】

- 広島市高齢者の生活実態と意識に関する調査
 - ・ 対象者：広島市内在住で要介護1～5以外の65歳以上の者7,800人（無作為抽出）
（4年度実績：有効回答数 約5,500人、有効回答率 約70%）
 - ・ 調査期間：毎年12月～翌1月頃

取組内容

取組項目	主な内容
① 地域共生社会の実現に向けた取組の推進	・ 広島市地域共生社会実現計画で示した方向性を踏まえた各種取組の推進
② 地域における見守り・支え合い活動等の促進	・ 様々な活動主体間のネットワークの構築 ・ 高齢者が参加しやすい環境づくり ・ 活動主体への助成及び研修の実施 ・ 避難行動要支援者の避難支援に関わる活動主体との連携
③ 相談支援体制の充実	・ 地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営の確保 ・ 地域包括支援センターの執行体制の充実 ・ 日常生活圏域における支援体制づくりの推進 ・ 世帯に応じた訪問指導・健康相談の実施 ・ 在宅介護に関する相談取組の支援
④ 生活支援サービスの充実	・ 介護予防・日常生活支援総合事業による多様なニーズに対応した生活支援の推進 ・ 多様かつ重層的な生活支援・介護予防サービスが利用できる地域づくりの推進 ・ 介護者及びその家族に対する多様な支援

数値目標を設定して取り組む項目

目標項目	数値目標			
① 高齢者いきいき活動ポイント事業のボランティア活動に参加する高齢者の割合の増加	現状値	第9期目標		
	4年度	6年度	7年度	8年度
	17.0%	前年度を上回る参加率		
	【設定の考え方】			
	高齢者いきいき活動ポイント事業は、高齢者のボランティア活動の促進に効果的で、参加率の増加を目指していくことが重要であることから、引き続き「高齢者いきいき活動ポイント事業のボランティア活動に参加する高齢者の割合の増加」を目標項目とし、対前年度比で参加率を増加させることを数値目標とする。			

【高齢者いきいき活動ポイント事業（令和4年度）】

○ ボランティア活動の参加状況

- ・ ポイント事業の対象者数 : 252,909人
- ・ ポイント事業全体の参加者数 : 81,846人 (32.4%)
- ・ うちボランティア活動（2又は4ポイント）の参加者数 : 43,117人 (17.0%)

※令和3年9月から令和4年8月までの期間の状況

数値目標を設定して取り組む項目

目標項目	数値目標			
② 高齢者いきいき活動 ポイント事業の活動 団体数の増加	現状値	第9期目標		
	5年度(見込)	6年度	7年度	8年度
	16,800団体	17,600団体	18,400団体	19,200団体
	※各年度8月末現在の団体数			
	【設定の考え方】 高齢者いきいき活動ポイント事業の活動団体は、高齢者同士・地域住民にとって身近なふれあいや交流の場となっており、参加者である高齢者相互による見守りにもつながることから、「高齢者いきいき活動ポイント事業の活動団体数の増加」を目標項目とする。 また、令和4年度から5年度にかけての増加数と同程度の800団体を毎年度増加させることを数値目標とする。 なお、第8期プランでは「高齢者サロン数の増加」を目標項目としたが、高齢者の活動・交流の場をより幅広く把握可能なものとなるよう変更する。			

数値目標を設定して取り組む項目

目標項目	数値目標			
③ 住民主体型生活支援訪問サービスの団体数の増加	現状値	第9期目標		
	5年度(見込)	6年度	7年度	8年度
	41団体	46団体	51団体	56団体
	【設定の考え方】 住民主体型生活支援訪問サービスによる生活支援を提供することで、要支援者等の居宅での自立生活を図り要介護状態への悪化を防止するとともに、地域における支え合いの体制づくりを推進する必要があることから、引き続き「住民主体型生活支援訪問サービスの団体数の増加」を目標項目とする。 また、令和4年度から5年度にかけての増加数と同数の5団体を毎年度増加させることを数値目標とする。			

【住民主体型生活支援訪問サービス】

- 「介護予防・日常生活支援総合事業」の訪問型サービスとして、町内会や地区社会福祉協議会などの地域団体、NPO、ボランティア団体等が実施するもので、簡易な生活支援があれば居宅で自立した生活を送ることが可能な要支援1・2等の人を対象に、自宅を訪問し生活支援を行うサービス。
 - サービス内容（実施団体によってサービス内容や利用料金は異なる。）
 - ・ 介護保険の事業者が提供しているサービス（掃除、洗濯、一般的な調理等）
 - ・ 介護保険の事業者が提供できないサービス（草むしり、家具の移動、買い物の付添い等）
- ※地域包括支援センターが行う介護予防ケアマネジメントによって利用するサービスを決定